

合成空気供給設備 メンテナンス項目リスト

1. ガス混合装置

(○:点検実施※1 △:整備、交換)

対象	管理項目	判定基準	点検時期				
			6ヶ月	毎年	3年		
混合装置全体	五感による点検	外觀異状、異音、漏洩(大量) 振動、過熱、異臭なきこと	○	○	○		
エア作動弁(6ヶ)	作動状況確認	正常に作動すること	(○)	○	○		
	漏洩試験	外部への漏洩なきこと		○	○		
	出流れ確認	出流れなきこと		○	○		
減圧弁	合成空気用 (酸素、窒素各2ヶ)	設定圧力確認	規定圧力であること	○	○	○	
		出流れ確認	出流れなきこと	○	○	○	
		漏洩試験	漏洩なきこと	○	○	○	
		混合ユニットの オーバーホール	ナシ			△	
	酸素濃度計用 計装用(1ヶ)	設定圧力確認	規定圧力であること	○	○	○	
手動弁	ハイパス用(4ヶ)	出流れ確認	出流れなきこと	○	○	○	
	全て	漏洩試験	外部への漏洩なきこと	○	○	○	
		開閉状態確認	開閉札の表示と相違なきこと	○	○	○	
Yストレーナー(5ヶ) フィルター(3ヶ)	異物の確認	異物なきこと		○	○		
	目詰まり確認	目視にて汚れがひどくないこと		○	○		
電磁弁(4ヶ)	作動状況確認	正常に作動すること	○	○	○		
	電磁弁交換(SV-4)						
予備ライン	作動状況確認	正常に作動すること		○	○		
熱交換器ヒーター	作動状況確認	正常に作動すること		○	○		
温調計(1ヶ)	作動状況確認	正常に作動すること		○	○		
	温調計交換						
保圧弁(1ヶ)	保圧弁の圧力確認	規定圧力であること		○	○		
計器類	圧力 スイッチ	制御用	設定圧力確認	規定圧力でON/OFFすること		○	○
		全て(5ヶ)	ゼロ校正	大気圧時、表示部最小桁まで0 表示であること		○	○
	酸素濃度計(1台)	酸素濃度の確認	規定濃度であること	○	○	○	
		外気によるスパン校正	規定濃度であること	△	○	○	
		センサー交換、校正	校正不能時および3年点検時		△	△	
	サンプリング装置(1台)	サンプリング流量	規定量であること	○	○	○	
ダストフィルター目詰まり		汚れがひどくないこと		○	○		
配管	漏洩試験	漏洩なきこと		○	○		
パワーサプライ	パワーサプライ交換	ナシ					
シーケンサー(1台)	電池交換	ナシ			△		
	作動状況確認	正常に作動すること		○	○		
	シーケンサー交換	ナシ					

合成空気供給設備 メンテナンス項目リスト

2. 警報監視盤、管理室監視盤および無停電電源装置

(○:点検実施※1 △:整備、交換)

対象	管理項目	判定基準	点検時期		
			6ヶ月	毎年	3年
装置全体	五感による点検	外観異状、異音、漏洩(大量) 振動、過熱、異臭なきこと	○	○	○
警報ランプ、ブザー	警報表示ランプの点灯 とブザーの発報	警報監視盤の接点を短絡して 正常に作動すること	○	○	○
警報監視盤	酸素濃度計	酸素濃度の確認	○	○	○
		外気によるスパン校正	△	△	△
		センサー校正	△	△	△
		センサー交換			△
	サンプリング装置	サンプリング流量	○	○	○
		ダストフィルター目詰まり		○	○
	記録計	チャート紙の交換	△	△	△
		記録データの点検	○	○	○
遠隔監視端末器	電池交換			△	
遠隔用シーケンサー	作動状況確認	○	○	○	
	シーケンサー交換				
リレー	リレーの交換				
無停電電源装置	バッテリー交換	○	○	△	
	UPS本体交換				
ポータブル酸素濃度計	スパン校正	○	○	○	
	センサー交換			△	

合成空気供給設備 メンテナンス項目リスト

3. 合成空気・酸素減圧架台、バッファータンク

(○:点検実施※1 △:整備、交換)

対象	管理項目	判定基準	点検時期			
			6ヶ月	毎年	3年	
混合装置全体	五感による点検	外観異状、異音、漏洩(大量) 振動、過熱、異臭なきこと	○	○	○	
エア作動弁	作動状況確認	正常に作動すること		○	○	
	漏洩試験	外部への漏洩なきこと		○	○	
	出流れ確認	出流れなきこと		○	○	
減圧弁	合成空気用 酸素用	設定圧力確認	規定圧力であること	○	○	○
		出流れ確認	出流れなきこと	○	○	○
		漏洩試験	漏洩なきこと	○	○	○
	予備の作動確認	規定圧力であること	○	○	○	
	酸素濃度計用	設定圧力確認	規定圧力であること	○	○	○
手動弁	漏洩試験	外部への漏洩なきこと		○	○	
	開閉状態確認	開閉札の表示と相違なきこと	○	○	○	
フィルター	異物の確認	異物なきこと		○	○	
	目詰まり確認	目視にて汚れがひどくないこと		○	○	
電磁弁(SOV3001)	作動状況確認	正常に作動すること	○	○	○	
	電磁弁交換					
計器	圧力計	圧力校正	標準圧力計と比較し最小目盛の 1/2以内の違いであること	○	○	○
	接点付圧力計	設定接点確認	設定接点圧力で作動すること	○	○	○
配管	漏洩試験	漏洩なきこと		○	○	
バッファータンク	漏洩試験	漏洩なきこと		○	○	

合成空気供給設備メンテナンス項目リスト

4. CE、蒸発器

(○:点検実施※1 △:整備、交換)

対象	管理項目	判定基準	点検時期			
			6ヶ月	毎年	3年	
貯槽	安全弁、圧力計 液面計の元弁	開閉状況の確認点検	全開されていること	○	○	○
	圧力計、液面計の 指示	指示値の確認	目視により正常であること	○	○	○
	ガス漏れ	ガス漏れの確認	目視または漏洩音により点検し、疑わしい時は石鹼水等により確認しガス漏れのないこと	○	○	○
	重要な弁類の開閉 表示板	表示板の確認	目視により正常であること	○	○	○
	外観	外観の点検	目視により異常な霜付、塗装不良、腐食等のないこと	○	○	○
送ガス用蒸発器	安全弁、圧力計の 元弁	開閉の確認	全開されていること	○	○	○
	圧力計の指示	指示圧力確認	規定値であること	○	○	○
	ガス漏れ	ガス漏れの確認	目視または漏洩音により点検し、疑わしい時は石鹼水等により確認しガス漏れのないこと	○	○	○
	外観	外観の確認	目視により異常な霜付、結露、その他変形、破損、腐食等ないこと	○	○	○
電気設備	開閉器ターミナル アースクリップ	破損、焼損、ゆるみの確認	破損、焼損、ゆるみのないこと	○	○	○
	照明設備	照度 非常用照明	適当な照度があること 携帯灯等が備えられていること	○	○	○
その他	周囲の状況	境界柵	破損のないこと	○	○	○
		警戒標	立ち入り禁止等規定のものが取付けてあること	○	○	○
		火気の確認	周囲5m以内において火気の使用並びに油脂類等の可燃物がないこと	○	○	○
		タンクローリの停車位置の確認	停車位置が確保され、その他作業の妨げになるものがないこと	○	○	○
	消火器の配置	設置の確認	設置を確認し、取出しの妨げになるものがないこと	○	○	○
	通報設備	設置の確認 (ハンドマイクの電池)	メガホン等通報設備が備えられていること (十分な電圧があること)	○ (△)	○ (△)	○ (△)